

平成28年度

事務事業評価表 A (平成27年度の実績評価)

記入年月日  
平成 28 年 4 月 8 日

事務事業名		成年後見制度に係る審判の請求事務				事業区分		担当	
						新規/継続	継続	事務事業No.	020403000490
		政策体系上の位置付け				単独/補助	補助	所属課	040101
政策体系	総合計画の施策名	0204 障がい者福祉の充実				主要事業	対象外	グループ	社会福祉課
	政策名	02 安心と安らぎのある健康福祉社会づくり				市長マニフェスト	対象外		
	施策名	04 障がい者福祉の充実				未来PJ事業	対象外		
	基本事業名	03 福祉サービスの充実				合併建設計画事業	対象外		障がい者支援G
		財務会計上の位置付け				事業期間			
予算科目	会計	款	項	目	事業	細	一般会計		
	01	03	01	03	01	00	障害者福祉事業		
法令根拠		民法 障害者総合支援法				単年度繰返し (平成19年度~)			
						☞ 期間限定の場合、総投入量を(3)投入量の右側に記入			

【Do】 1. 事務事業の現状把握 (その1)

(1) 事務事業の概要	
①事務事業の概要 (事務事業の全体像)	②担当者が行う業務の内容・やり方・手順
判断能力が不十分なため後見の開始の審判が必要であり、かつ、2親等内の親族がない者、親族があっても音信不通で親族による審判請求が期待できない者又は虐待等の理由により親族による申立てが期待できない者に対し、市が審判請求を行う。その審判請求により後見等開始の審判を受けた成年被後見人等に対し、家庭裁判所が選任した成年後見人等に係る報酬を援助する。	【担当者が行う業務の手順】 市長が家庭裁判所に申立て(諸費用1万円前後)⇒裁判所調査官による事実調査⇒精神鑑定(鑑定費用5~15万円)⇒審判(後見人の選任)⇒審判の告知と通知⇒法定後見開始(東京法務局に登記)

(2) 事務事業の手段・対象・意図と各指標、指標値の推移							
①手段 (担当者の活動内容)	④活動指標 (活動量を表す指標)	単位	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (計画)	29年度 (目標)	30年度 (目標)
審判請求件数 0件	審判請求件数	件	0.00	0.00	1.00	1.00	1.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
②対象 (誰、何を対象にしているのか)	⑤対象指標 (対象の大きさを表す指標)	単位	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (計画)	29年度 (目標)	30年度 (目標)
判断能力の不十分な知的及び精神障がいのある人	知的障がいのある人	人	362.00	374.00	374.00	374.00	374.00
	精神障がいのある人	人	160.00	172.00	172.00	172.00	172.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
③意図 (この事業によって対象をどう変えるのか)	⑥成果指標 (対象における意図の達成度を表す指標)	単位	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (計画)	29年度 (目標)	30年度 (目標)
後見開始の審判請求が行われる。	審判請求を受けた人の数	人	0.00	0.00	1.00	1.00	1.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

(3) 投入量 (事業費) の推移		26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (計画)	29年度 (目標)	30年度 (目標)	期間限定総投入量	
投入量	事業費	国庫支出金	千円	0	0	0	0	0
		県支出金	千円	0	0	0	0	0
		地方債	千円	0	0	0	0	0
		使用料・手数料	千円	0	0	0	0	0
		その他	千円	0	0	0	0	0
		一般財源	千円	0	2	2	2	2
	事業費計(A)	千円	0	2	2	2	2	
人件費	正規職員従事人数	人	1.00人	1.00人	1.00人	1.00人	1.00人	
	述べ業務時間	時間	1.00	1.00	50.00	50.00	50.00	
	人件費計(B)	千円	3	3	145	145	145	
トータルコスト(A)+(B)		千円	3	5	147	147	147	

事業費の内訳	27年度事業費 実績 (千円)			28年度事業費 予算 (千円)		
	12 役務費	1		12 役務費	1	
	20 扶助費	1		20 扶助費	1	
	合計	2		合計	2	

(4) 当該年度の実施内容	28年度の事業内容	29年度の事業内容	30年度の事業内容
※下記に該当する事業は、年度ごとに事業内容を記入する			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要事業</li> <li>・市長マニフェスト</li> <li>・未来PJ事業</li> <li>・合併建設計画事業</li> </ul>			

事務事業名	成年後見制度に係る審判の請求事務	事務事業No.	20403000490	所属課	社会福祉課
-------	------------------	---------	-------------	-----	-------

【Do】 1. 事務事業の現状把握(その2)

(5) この事務事業を開始したきっかけは、いつ頃どんな経緯で開始されたのか? 開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか? 障害者自立支援法に基づき、平成19年度より補助事業として位置づけられたことにより事業を開始した。平成25年度より障害者総合支援法に名称が変わり継続して実施している。
(6) この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者)からどんな意見や要望が寄せられているか? なし
(7) 前回の事務事業評価に対する改革・改善の具体的内容

【See】 2. 評価の部 \*原則は事前評価。

評価項目

目的 妥当性	①政策体系との整合性 (この事務事業の目的は市の政策体系に結びつくか?意図することが結果に結びついているか?) <input checked="" type="checkbox"/> 結びついている	第1次総合計画の政策である「障がい者福祉の充実」に結びついている。判断能力の不十分な障がい者の権利擁護に結びつく。
	②公共関与の妥当性 (なぜこの事業を市が行わなければならないのか?税金を投入して、達成する目的か?) (法定受託事業はその名称) <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である	障害者総合支援法に基づいた事業であるので、妥当である。
有効性	③成果の向上余地 (成果を向上させる余地はあるか?成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか?何が原因で成果向上が期待できないのか?) <input checked="" type="checkbox"/> 向上余地がある	これまでに成年後見制度に係る審判の請求手続事務は無かったため、制度の周知を行ったり、身寄りのない家族等による後見の請求が期待できない者の把握をしていく必要がある。
	④廃止・休止の成果への影響 (事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は?) <input checked="" type="checkbox"/> 影響有	障害者総合支援法に基づいており、障害者の権利擁護を受けられなくなることになるので、廃止・休止はできない。
	⑤類似事業との統廃合・連携の可能性 (類似事業や統廃合の可能性はありますか? (市以外の取り組みも含む)) (他に手段がある場合) → 具体的な手段、事務事業名 <input checked="" type="checkbox"/> 余地がない	他に類似事業はない。
効率性	⑥事業費・人件費の削減余地 (成果を下げずに事業費を削減できないか?やり方を工夫して延べ業務事業を削減できないか?) <input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない	障害者総合支援法、桜川市成年後見制度に係る審判の請求手続に関する規則に定められているので、削減余地がない。これまでに成年後見制度に係る審判の請求手続事務は無かったため、今後その利用が予想され、人件費が増えると想定される。
公平性	⑦受益機会・費用負担の適正化余地 (事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか?受益者負担が公平・公正になっているか?) <input checked="" type="checkbox"/> 公正・公平である	障害者総合支援法に基づく事業であり、公平・公正である。

【Plan】 3. 評価結果の総括と今後の方向性(次年度計画と予算への反映)

(1) 1次評価者としての評価結果	(2) 全体総括(振り返り、反省点)																					
①目的妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直し余地あり ②有効性 <input type="checkbox"/> 適切 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し余地あり ③効率性 <input checked="" type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直し余地あり ④公平性 <input checked="" type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直し余地あり	これまでに成年後見制度に係る審判の請求手続事務はなかったため、制度の周知を行ったり、身寄りのない等、家族等による後見の請求が期待できない者の把握をしていく必要がある。																					
(3) 今後の事業の方向性	(4) 改革・改善による期待成果 (終了・廃止・休止の場合は記入不要)																					
<input type="checkbox"/> 終了 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 → <input checked="" type="checkbox"/> 改革改善を行う → <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 → <input type="checkbox"/> 現状維持	(複数回答可) <input type="checkbox"/> 目的の再設定 <input type="checkbox"/> 効率性の改善 <input checked="" type="checkbox"/> 有効性の改善 <input type="checkbox"/> 公平性の改善 <input type="checkbox"/> 統廃合ができる <input type="checkbox"/> 連携ができる																					
(5) 改革、改善を実現する上で解決すべき課題(壁)とその解決策 障害者総合支援法に基づき、知的障害・精神障害の理由で判断能力の不十分な方々を保護し支援する制度であるが、これまでに利用者がなく、制度の内容について、周知していく必要がある。広報等による制度の周知。情報の提供。	<table border="1"> <tr> <td colspan="2" rowspan="2"></td> <td colspan="3">コスト</td> </tr> <tr> <td>削減</td> <td>維持</td> <td>増加</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">成果</td> <td>向上</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>維持</td> <td></td> <td></td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>低下</td> <td></td> <td></td> <td>×</td> </tr> </table>			コスト			削減	維持	増加	成果	向上			○	維持			×	低下			×
				コスト																		
		削減	維持	増加																		
成果	向上			○																		
	維持			×																		
	低下			×																		
(6) 事務事業優先度評価結果																						
成果優先度評価結果 ⑧																						
コスト削減優先度評価結果 ⑥																						

【Check】 4. 確認及び改革改善に向けての指摘事項

(1) 課長評価	(2) 部長確認及び評価 (課長評価により、C、D判定及び確認が必要な場合)
課長確認後の評価 <input checked="" type="checkbox"/> B A:継続(現状維持) C:終了、廃止、休止 B:継続(改革改善を行う) D:2次評価へ提出	確認欄 <input type="checkbox"/>